

宮崎市景観課ツイッター運用指針

平成24年3月

宮崎市景観課

(目的)

- 1 ツイッターが持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市の景観施策に関する情報を積極的かつ即時に発信し、もって景観啓発の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 2 本運用指針において使用する用語は、ツイッターにおいて使用する用語の例による。

(適用)

- 3 本運用指針は、宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、景観課が業務の一環としてツイッターを利用し、情報を発信する際に適用する。

(アカウントの管理)

- 4 景観課にツイッター総括担当者を置き、アカウント（ユーザー名・名前・パスワード・メールアドレス）の登録及び運用に関する総括的な事務にあたる。
- 5 パスワードは厳重に管理し、部外者に開示してはならない。
- 6 登録するユーザー名は、「miyazaki_keikan」とする。
- 7 登録する名前は、「みやざきの景観づくり（宮崎市景観課）」とする。
- 8 登録するメールアドレスは、宮崎市景観課の代表アドレスとする。

(情報発信の基本的事項)

- 9 情報発信に係る基本的事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本運用指針に定めるもののほか、ガイドラインを遵守すること
 - (2) 景観に対する関心や親しみを向上させるため、魅力ある情報発信に努めること

(発信する情報の内容)

- 10 発信する情報の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) みやざき景観便り「ちょこっと景観」発行のお知らせ
 - (2) 市が主催、共催、後援等を行っているイベント等の告知
 - (3) その他景観に関するお知らせや情報

(情報発信の手続き)

- 11 情報発信は、原則として景観課長の決裁を経て行うものとする。但し、ツイッターの特性を考慮し、事前にその包括的内容について承諾を得ている事項については、この限りではない。

(返信)

- 12 他のアカウントからの投稿に対し、特に必要と認める場合を除き、原則として返信は行わないこととする。

(フォロー・リツイート)

- 13 景観に関する情報を発信する他のアカウントについて、フォローできることとする。
- 14 景観課がフォローしているアカウントから、本市の景観施策に関連がある情報が発信され

た場合、リツイートできることとする。

(ホームページへの表示)

- 15 景観課アカウント及び景観課公式ツイッター運用ポリシーを、ホームページ上に掲載する。
- 16 景観課アカウントを、公共機関のアカウントを集約したWEBサイト（Jガバメント on ツイナビ等）に登録し、その旨をホームページに表示することで、なりすましでないことを明確化する。

(登録の解除等)

- 17 景観課長は、法令及び本運用指針に照らし重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その理由を市ホームページに明記し、アカウントを削除する。

(協議事項)

- 18 本運用指針に定めのない事項については、関係課と協議の上、別途定めるものとする。